

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 3 0 号	平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日 受 理
件 名	私学助成の拡充のため神奈川県に意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 4 階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利
陳 情 の 要 旨	
<p>神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を創り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。</p> <p>しかし、平成 2 9 年度における神奈川県の私立学校への生徒一人当たりの私立高等学校等経常費助成費補助金額は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額から算出される、生徒一人当たりの私立高等学校等経常費助成費補助金額）以下であり、私立高校では国基準 3 2 7, 7 1 5 円に対して 3 1 0, 5 5 3 円、中学校は同 3 2 7, 4 1 6 円に対して 2 2 5, 7 6 4 円、小学校は同 3 1 8, 9 1 2 円に対して 2 2 5, 4 8 6 円、幼稚園では同 1 8 2, 4 5 3 円に対して 1 6 0, 1 9 8 円と、全ての校種で全国最下位水準の助成額です。このため、神奈川県の私立高校の入学金を除く平均学費は約 7 0 万円と、関東地方で最も高く、全国的にも極めて高い学費となっています。</p> <p>また、将来における大地震への対応が、各私立学校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっていますが、施設整備への助成制度が神奈川県にはなく、全て保護者の負担となっており、これも学費が高い要因の一つとなっています。</p> <p>保護者への学費補助は、年収 2 5 0 万円未満の世帯については、国の高等学校等就学支援金と神奈川県の私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高校の平均授業料相当額まで補助されています。しかし、生活保護世帯でも年間約 2 7 万円の自己負担が必要です。高等学校等就学支援金及び神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私立学校を希望する生徒・保護者にとって重い学費の負担があり、負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障を来す状況です。</p> <p>平成 2 9 年度から東京都では、年収 7 6 0 万円未満の世帯まで授業料平</p>	

均額が補助されるようになり、実質授業料無償化が実現しました。埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含めることとなり、年収500万円未満の世帯では授業料と施設整備費を合わせた学費の無償化が実現しています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに神奈川県は遅れをとっています。さらに、平成29年度、国は私立小中学校等に通う児童・生徒に対する授業料補助制度として、私立小中学校等修学支援実証事業補助金を新設しましたが、学費負担を軽減するためには神奈川県単独の上乗せも必要です。

神奈川県では学費が高いことが原因で私立高校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は前年より改善しているとはいえ、平成28年度では90.7%でとても高いとはいえない水準が続いています。私たちは教育の無償化を進めることで、全ての子供たちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして、神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私立学校の経営の安定化を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

平成30年度予算において私学助成の拡充を図ること。